○九州地方整備局告示第百十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月十日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
指宿市十町字九玉前二四五番から同市十町字九玉前二四六番三まで	前	一八・五〇～二六・六九メートル	〇・〇五四キロメートル
	後	一九・八一～二八・一一メートル	〇・〇五四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第百十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月十日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十六号	指宿市十町字九玉前二四〇番二から同市十町字九玉前二四六番三まで	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　令和七年十月十日

人事異動

人事院

（外務省在アトランタ日本国総領事館総領事）

前田　未央

事務総局審議官に転任させる

（事務総局審議官）

平野　隆一

外務省に出向させる（以上十月一日）

最高裁判所

大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事

佐藤　哲治

東京高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

東京簡易裁判所判事に補する

釧路地方裁判所判事兼釧路家庭裁判所判事・釧路簡易裁判所判事

飛澤　知行

大阪高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

大阪簡易裁判所判事に補する

前橋地方裁判所判事兼前橋家庭裁判所判事・高崎簡易裁判所判事

武藤真紀子

釧路地方裁判所判事に補する

釧路地方裁判所所長を命ずる

兼ねて釧路家庭裁判所判事に補する

釧路家庭裁判所所長を命ずる

釧路簡易裁判所判事に補する

千葉地方裁判所判事・千葉簡易裁判所判事

本田　晃

前橋地方裁判所判事に補する

前橋地方裁判所高崎支部勤務を命ずる

前橋地方裁判所高崎支部長を命ずる

兼ねて前橋家庭裁判所判事に補する

前橋家庭裁判所高崎支部勤務を命ずる

前橋家庭裁判所高崎支部長を命ずる

高崎簡易裁判所判事に補する

高崎簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事

佐野　信

千葉地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

千葉簡易裁判所判事に補する（以上十月六日）

仙台簡易裁判所判事に補する

秋元　学

仙台簡易裁判所判事

福島富岡簡易裁判所判事に補する

兼ねて相馬簡易裁判所判事に補する（以上十月七日）

渡邉　英敬

○定年退官

判事兼簡易裁判所判事太田晃詳は十月五日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

簡易裁判所判事山崎潤一は十月六日限り定年退官

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年九月二十七日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

大矢　俊樹	湯浅　哲哉	坂井　規子	
金山　泰英	木村夫早子	端山　正明	
大山　亘	鹿島　広樹	堀口　公子	
岡本　健	伊藤　嘉紳	西本久美子	
佐藤　重孝	満谷　和子	石上　陽子	
清末　数仁	青木　稔	杉江　陸	
村上　裕	勝呂　彰	佐藤　康毅	
渡邉　信喜	近藤　景介	井上　善雄	
弘瀬　勇	青山　善充	遠藤　尚男	
井上　直紀	根本新太郎	大西　怜子	
山根　正寛	廣野　友英	渡部　浩由	
鈴木さと子	山本　一郎	板橋　明	
新城　満守	西上あゆみ	丸山　裕子	
松村　有格	中村　道子	宮下なぎえ	
稲福　誠	深野　修	國司　学	
弓田　八平	金杉　和秋	小形　三雄	
妹尾　晃	服部　雄太	新村　木実	

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年九月二十七日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

廣谷　顯一	大森　勢子	大森　孝子	
飯村　愼一	河合　宏光	阿部　直子	
花形三千代	西野　茂雄	葛西　正人	
藤原　英子	三好　脇子		

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年九月二十七日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

舟橋　孝之	小澤　健一	上野　昌也	
高瀬　忠尚	中谷與志子	齋藤浩一郎	
倉持　行夫	山中　郁子	高橋　秀夫	
深田　充夫	内海　誠仁	宗次　徳二	
原田　曠暉	河合　誠義	中瀬古雅子	
高須　克彌	木山　順弘	吉松　弘	
大塚　裕司	熊谷　正寿	戸田　学	

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

内藤　研介

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版二個を授ける

四方　祥樹

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版四個を授ける

仲谷　穣治	牧　寛之	
水嶋　浩雅	梅村　孝雄	

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年九月二十七日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

王　厚龍	福中　政美	
松下　剛	吉川　幸子	

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

池　俊明　樋口　惇

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年九月二十七日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

株式会社アイザック・オール

株式会社アイザック

小太郎漢方製薬株式会社